



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における知財金融と知財価値評価の動向について

2023年9月

天達共和律師事務所 管氷



目次



目次

EAST & CONCORD PARTNERS

- 1、知財金融をめぐる諸問題
- 2、知財金融の関連政策
- 3、知財資産評価サービス
- 4、証券取引市場での上場と知的財産権との関係
- 5、知財金融等の関連団体



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深圳・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing・Shanghai・Shenzhen・Wuhan・Hangzhou・Chengdu・Nanjing・Xian・Guangzhou



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 中共中央、国務院「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」

「革新的な発展を奨励する知財市場の運営体制の構築」を求め、さらに「知財金融の積極的かつ穏当な発展」を明確に打ち出し、「知財金融」を国家レベルの戦略的計画に盛り込んだ。



「知財金融」とは？



なぜ「知財金融」を？



「知財金融」の現状と背景？



中国における知財金融と知財価値評価の動向について

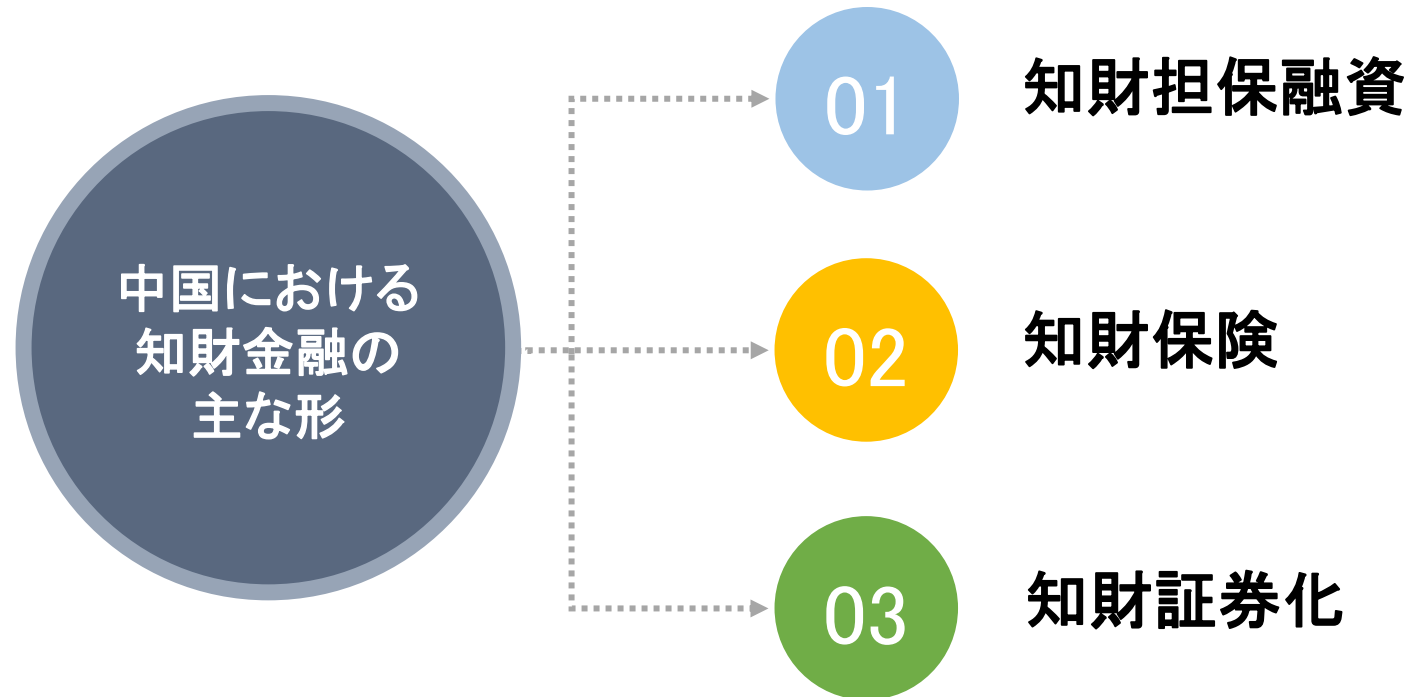


知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

「知財金融」とは

知的財産権と金融を結び付けるものであり、即ち知財の財産権の価値を評価した上で、金融ツールを使って、知的財産権と融資、保険、証券等と結び付け、知的財産権の経済価値をしっかりと掘り起こし、異なる主体の投融資等の目的と国家レベルの知財産業化等の目的を実現することである。





天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

中国における3種類の知財金融

知財担保融資

専利権、商標権、著作権等の知的財産権に対して質権を設定することにより、知財権者が銀行等の金融機関から資金を借入れ、元利を期日通りに返済する融資方法。

知財保険

保険者と被保険者が保険契約の約定に基づき、保険者が保険を引き受けた知的財産権について契約の約定状況が発生した場合に被保険者に賠償責任を負う保険方式。

知財証券化

知的財産権の価値とその将来の期待収益に基づいて、金融市場に証券を発行して融資活動を行うこと。

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

なぜ「知財金融」を

背景：知財の運用が益々重要視され、金融市場も拡大しつつある。

「知的財産権金融サービスの更なる推進に関する国家知識産権局の意見」



中小・零細企業の融資ルートを拡大する



市場主体の革新的発展環境を改善する



多次元の資本投入メカニズムを構築する



金融資本のハイテク産業への移転を導く

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

3種類の知財金融の現状

知財担保融資

2019年専利・商標質権設定融資総額は1500億元を超え、2020年は2180億元に達し、2021年はさらに3000億元を超えていて、2022年は**4868.8億元**に達し、3年連続40%以上の増幅を実現した。

知財保険

2022年末までに、知財保険は累計で2.8万以上の企業に対し**1100億元**を超えるリスク保障を提供し、知的財産権金融の実体経済へのサービスは幅と深さのいずれにおいても著しく拡大している。

知財証券化

2022年末までに、上海、深セン取引所で発行された知財証券化製品は計91件で、累計発行規模は**210.04億元**に上った(中国の企業資産証券化市場の発行規模の0.3%)。知財証券化の市場業務規模は相対的に小さい。

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

3種類の知財金融の背景

知財担保融資

知財保険

知財証券化

前世紀90年代から、「知財担保融資」、「知財保険」に関する模索は中国で次第に行われてきた。そして、21世紀の始まりのころに関連するサービスが見られる。

2004年に模索を試みたが、2018年末に、中国初の知財証券化製品が発行された。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財金融
と知財
価値評価
の動向
について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

3種類の知財金融の背景

知財担
保融資

法制度が早めに整備されている。1995年の「担保法」(すでに廃止)は、法に則って譲渡できる商標権、専利権、著作権の中の財産権に対して質権を設定することができるかと規定した。

知財
保険

知財証
券化

今でも、中国の知財関連法律、保険法、証券法では知財保険、知財証券化を言及する内容が存在しない。



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融をめぐる諸問題

EAST & CONCORD PARTNERS

3種類の知財金融の背景

知財担保融資

知財保険

知財証券化

知財金融をサポートする専門的な法律がないが、中央政府も地方政府も絶えずに関連する関連政策を打ち出し、知財金融に関する規範となる体系を徐々に構築し、知財金融業務の実践に制度環境を創り上げた。ゆえに、中国では、知財金融の関連業務が盛んに成長している現状である。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財金融
と知財
価値評
価の動
向につ
いて



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS



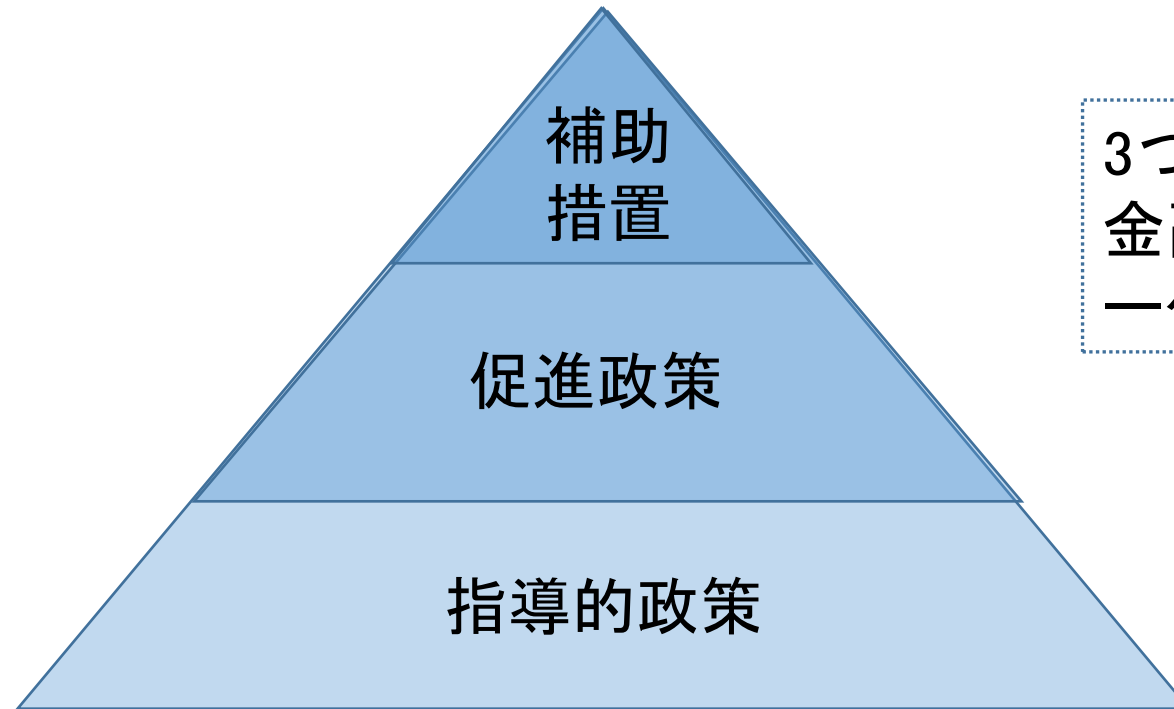
北京・上海・深圳・武汉・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing・Shanghai・Shenzhen・Wuhan・Hangzhou・Chengdu・Nanjing・Xian・Guangzhou



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

中央政府の関連政策



3つの面から次第に知財金融関連政策フレームワークを築き上げた。

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

中央政府の関連政策

2005年に「国家知識産権戦略制定業務指導チーム」を設立

2008年「国家知識産権戦略綱要」

2020年までに中国を知的財産権の創造、運用、保護と管理においてレベルの比較的高い国に作り上げること、知的財産権の創造と運用を促進し、知的財産権の譲渡、ライセンス、質権設定等の形を通じて知的財産権の市場価値を実現できるよう企業を導くことを打ち出した。

中国の知財制度の戦略的重心が保護段階から創造、運用と管理のいずれをも重視する段階に入り、それ以来、知的財産権の発展が国家戦略レベルに昇格された。

指導的政策

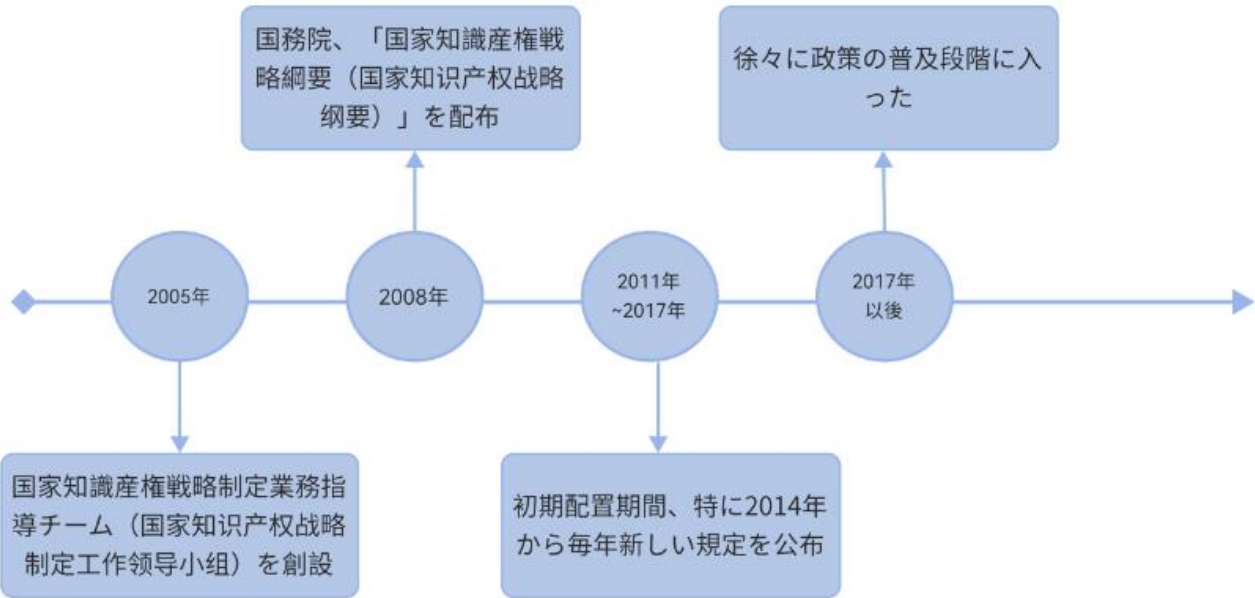
中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

中央政府の関連政策



（国家レベルの知財金融に関する全体的なレイアウト図）

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財金融
と知財価値
評価の
動向について



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

中央政府の関連政策

指導的政策の下で、具体的な措置を定めた関連規範性文書も打ち出される。

促進政策

知財担保融資、保険、証券化等の促進政策では主に5つの面において力を入れている。

1. 促進政策のカバーする面の拡大
2. 健全なリスク分担と補償メカニズムの構築の模索
3. 知財金融サービスと具体的なプロジェクトとのリンク
4. 質権リスク管理と登記試行の実施の普及
5. 知財金融商品の革新の奨励



中国
における
知財金融
と知財
価値評価
の動向
について



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

中央政府の関連政策

指導的政策の下で、促進政策の他、関連補助措置も整えられる。

補助措置

補助措置の3つの側面

1. 知財資産評価準則の完備
2. 知財金融取引プラットフォームの構築
3. 取引仲介機関の発展促進



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——省レベル

中国の行政区画は、地理的位置に基づき、東北地区、華北地区、華中地区、華南地区、華東地区、西南地区、西北地区の七つの地区に大まかに区分されている。



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——省レベル

各省レベル行政区より打ち出した知財金融関連の規範性文書の状況。

地理別区分	省レベル行政区	知財質権設定/融資	知財保険	知財証券化	知財評価/資産評価
華北地区	北京市	○	○	○	○
	天津市	○	○	○	○
	河北省	○	○	○	○
	山西省	○	○	○	○
	内モンゴル自治区	○	○	○	○
東北地区	遼寧省	○	○	○	○
	吉林省	○	○	○	○
	黒龍江省	○	○	○	○
華東地区	上海市	○	○	○	○
	江蘇省	○	○	○	○
	浙江省	○	○	○	○
	安徽省	○	○	○	○
	福建省	○	○	○	○
	江西省	○	○	○	○
	山東省	○	○	○	○

関連規範性文書を公布したことがある場合は、「○」で表示し、公布したことがない場合は、「×」で表示する

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——省レベル

各省レベル行政区より打ち出した知財金融関連の規範性文書の状況

地理別区分	省レベル行政区	知財質権設定/融資	知財保険	知財証券化	知財評価/資産評価
華中地区	河南省	○	○	○	○
	湖北省	○	○	○	○
	湖南省	○	○	○	○
華南地区	広東省	○	○	○	○
	広西壮族自治区	○	○	○	○
	海南省	○	○	○	○
西南地区	重慶市	○	○	○	○
	四川省	○	○	○	○
	貴州省	○	○	○	○
	雲南省	○	○	×	○
	チベット自治区	○	○	×	×
西北地区	陝西省	○	○	○	○
	甘肅省	○	○	○	○
	青海省	○	○	○	○
	寧夏回族自治区	○	○	○	○
	新疆ウイグル自治区	○	○	×	○

関連規範性文書を公布したことがある場合は、「○」で表示し、公布したことがない場合は、「×」で表示する

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——省レベル

あらゆる省レベル行政区は、知財金融に言及する規範性文書を公布した。

知財担
保融資

知財
保険

知財証
券化

全ての省レベル行政区はいずれも知財質権設定/融資と知財保険に言及する規範性文書を打ち出したことがあり、この2つ知財金融業務は中国の地方政府から幅広く注目が寄せられていることを表している。

大部分の省レベル行政区は知財証券化に言及する規範性文書を打ち出したことがあるが、雲南、チベット、新疆等一部の省や自治区においては打ち出されていないようで、これはその他の知財金融関連業務と比べ、知財証券化に関する中国の地方政府レベルでの推進状況は相対的に緩やかであることを表している。

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——省レベル

全体的に見て、国による知財金融戦略の呼びかけの基に、全国各省は相次いで知財金融に言及する行政規範性文書を打ち出し、知財金融関連業務が各省レベル行政区で重視されている。

とはいえ、各省レベル行政区より打ち出された知財金融に言及する規範性文書には、**綱領となる内容**だけが含まれている文書が多く、**具体的なサービスまたは内容が含まれる文書**が少ない。



企業及びその他の関連主体にとって、**実際に利用できる知財金融関連の省レベル行政区の具体的な措置は相対的に少ない。**

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

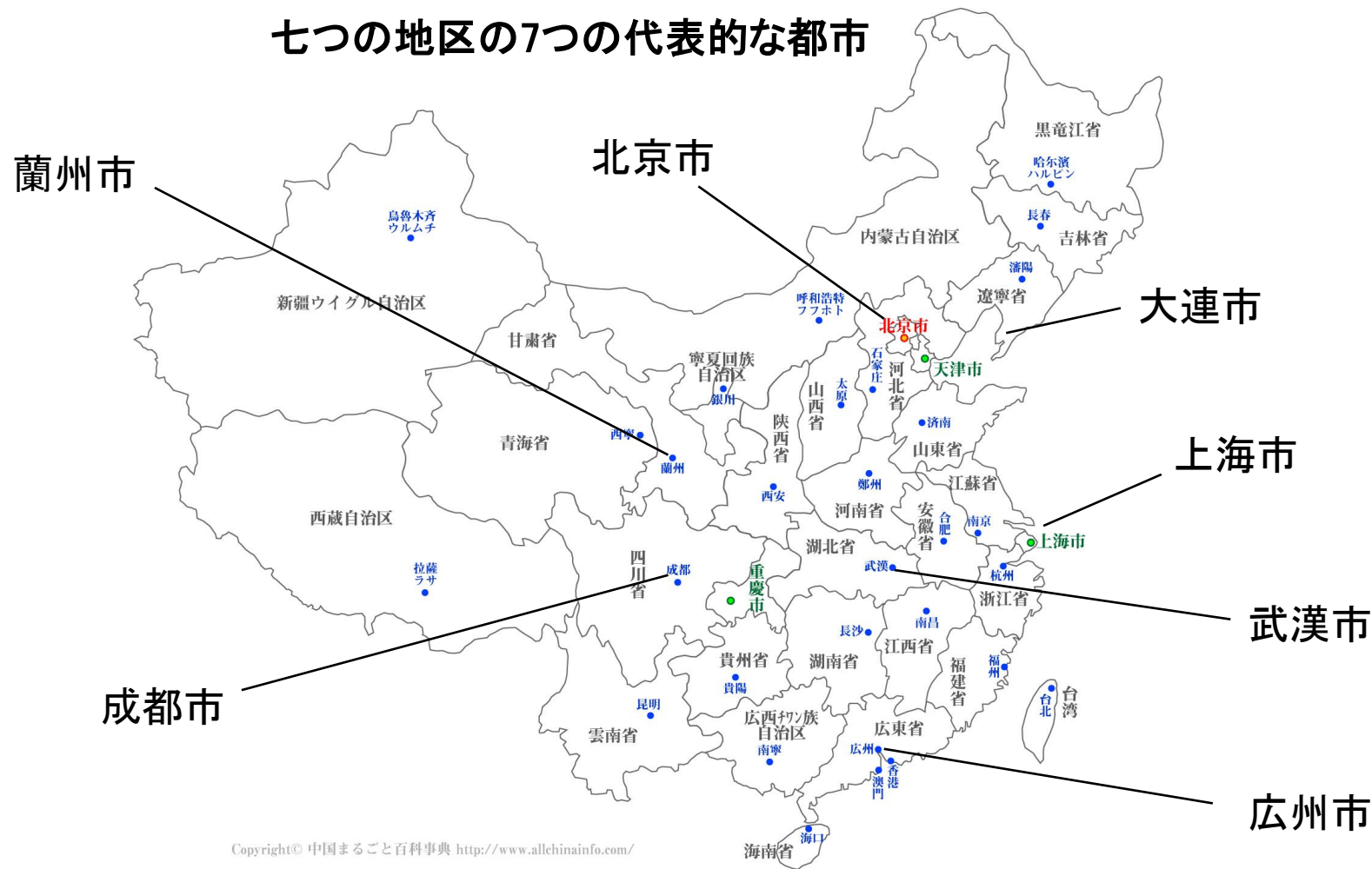


知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——代表的な都市

七つの地区の7つの代表的な都市



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



■ 地方政府の関連政策——代表的な都市

重点都市より公布された規範性文書は依然として綱領的な内容が多いが、具体的な知財金融支援策に言及している規範性文書も結構含まれている。

都市名	知財担保融資	知財保険	知財証券化
大連市	○	○	×
北京市	○	○	○
武漢市	○	○	×
広州市	○	○	○
上海市	○	○	○
成都市	○	○	○
蘭州市	○	×	×

関連規範性文書を公布したことがある場合は、「○」で表示し、公布したことがない場合は、「×」で表示する

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——代表的な都市の利用事例

都市名	事例の紹介
大連市	断続して9回の知財質権設定融資産業パーク参入企業特典に関する研修とペアリングイベントを実施。
北京市	北京市知財保険推進及び政府機関・銀行業・保険業・企業による調印式が行われ、多くの科学技術型企业が北京市知財保険試行業務に参加。
武漢市	保険会社、銀行、市レベル財政によるリスク分担メカニズムを作り上げる。財政リスク補償基金を立ち上げる。
広州市	黄埔区は知財質権設定融資を活用し、企業が業務再開・生産再開する際に直面する資金面の問題を解決し、積極的な効果を上げた。
上海市	上海初めての知財証券化プロジェクトである「浦東科創知的財産権支援個別プロジェクト」は上海証券交易所で発行された。
成都市	全国初のブロックチェーン技術を基とする知財融資サービスプラットフォームを築き上げた。
蘭州市	知財質権設定登記クイックサービスチャンネルを開設した。

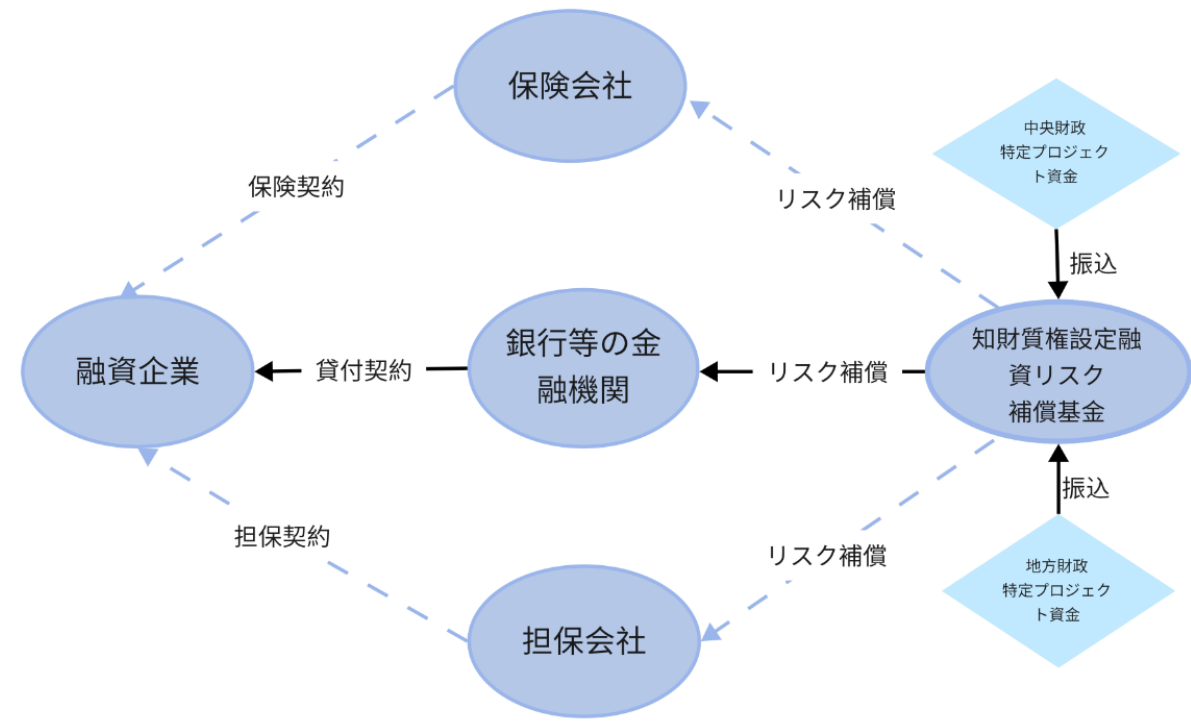


知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——知財質権設定融資リスク補償基金

設立する目的：財政資金の引導と激励の効用をに發揮し、銀行業金融機関が中小零細企業への信用支援を強化することを奨励し、企業の融資困難を緩和すること。



中国における知財金融と知財価値評価の動向について

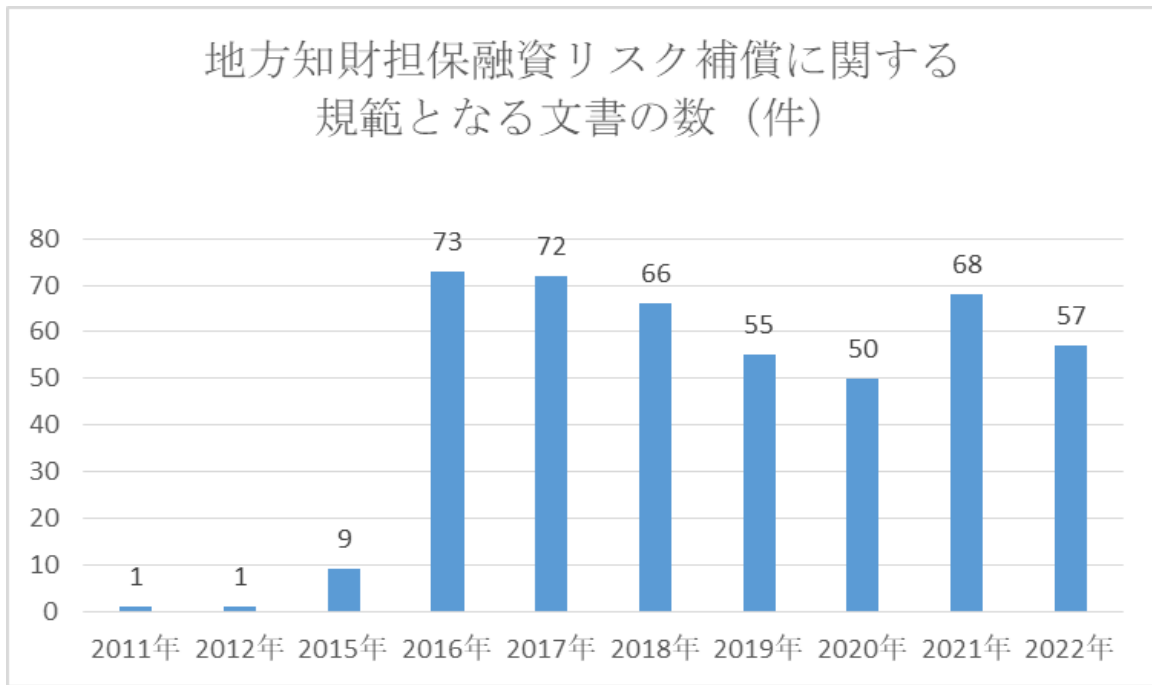


知財金融の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——知財質権設定融資リスク補償基金

中国各地方政府は中央の呼びかけに応え、現地の起業したばかりの科学技術型中小企業の融資難という問題の緩和を図るために、共に現地の知的財産権質権設定融資リスク補償基金を徐々に立ち上げているかまたはその完備を図っている。



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



「知財金融」の関連政策

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 地方政府の関連政策——知財質権設定融資リスク補償基金

事例：広州市政府の知財質権設定金融リスク補償基金

政策的根拠

- ・「広州市知的財産権質押融資リスク補償メカニズム管理弁法」

主管部門

- ・ 広州市市場監督管理局(知的財産権局)

- 設立目的
- 性質と規模
- 適用条件
- 貸付プロセス
- 補償と照合抹消

……などが規定されている



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価
の動向
について



知財資産評価サービス

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深圳・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing・Shanghai・Shenzhen・Wuhan・Hangzhou・Chengdu・Nanjing・Xian・Guangzhou



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財資産評価サービス
EAST & CONCORD PARTNERS

知財資産評価サービスの全体状況

知財資産評価、即ち評価機関が関連要素を考慮し、一定の計算方法に基づき知的財産権の価値について評価、推定または予測を行うことである。知財価値評価は知財金融を行う際の必要な一環であると言える。



財政部が評価業界を規範する多くの政策的文書を公布

業界協会もそれに合わせて評価業界の業務規程を打ち出した

国は多くの政策を公布し、知財評価取引メカニズムを構築するよう求めた

習主席は「知的財産権の評価メカニズムの健全化を図らなければならない」という指示を打ち出した

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



知財資産評価サービス

EAST & CONCORD PARTNERS

知財資産評価サービスの全体状況

関連する規範性文書:「1+1+3+1」という知財評価分野の専門規則パターン

「資産評価業務準則—無形資産」

「資産評価業務準則—知的財産」

「専利資産評価に関する指導意見」

「商標資産評価に関する指導意見」

「著作権資産評価に関する指導意見」

「資産評価エキスパートガイドライン
第9号—データ資産評価」



中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



知財資産評価サービス

EAST & CONCORD PARTNERS

知財評価の実務

知財評価業務に従事する際に必要な資格

評価機関及びその評価専門スタッフは資産評価業務を行うことができる。

知財評価専門スタッフのバックグラウンド

評価師になる(評価師資格試験に合格)。
または評価に関する専門知識と実践経験を備える。

知財評価の費用

費用徴収基準に関する書類がない。評価費用は各評価機関が独自で決めている。

所要時間

所要時間は業務量などによって総合的に確定される。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



知財資産評価サービス

EAST & CONCORD PARTNERS

知財資産評価実例

3種類の知財金融はいずれも知財資産評価の実例が見られる。

知財担保融資

北京の某映像関連企業は、映画のシナリオ著作権に質権を設定して融資しようとしている。中金浩社は依頼を受け、シナリオ著作権について価値評価を行った。

知財保険

泰州医薬高新区(高港区)大健康産業知的財産権連盟と中国人保険財險泰州市支社と保険契約を締結し、同保険は特許執行保険を主とする。保険機構は知財資産評価機構などと連携して、知財価値評価などのサービスを提供する。

知財証券化

2022年11月29日、南京市溧水区の初めての知財証券である「華泰・信保集團溧水区知的財産権1号資産支持專項計画」は証券取引上での発行に成功した。中金浩社は当該商品の知財評価機構として、知財価値評価等のサービスを提供した。

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財
金融と知
財価値評
価の動向
について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深圳・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing・Shanghai・Shenzhen・Wuhan・Hangzhou・Chengdu・Nanjing・Xian・Guangzhou

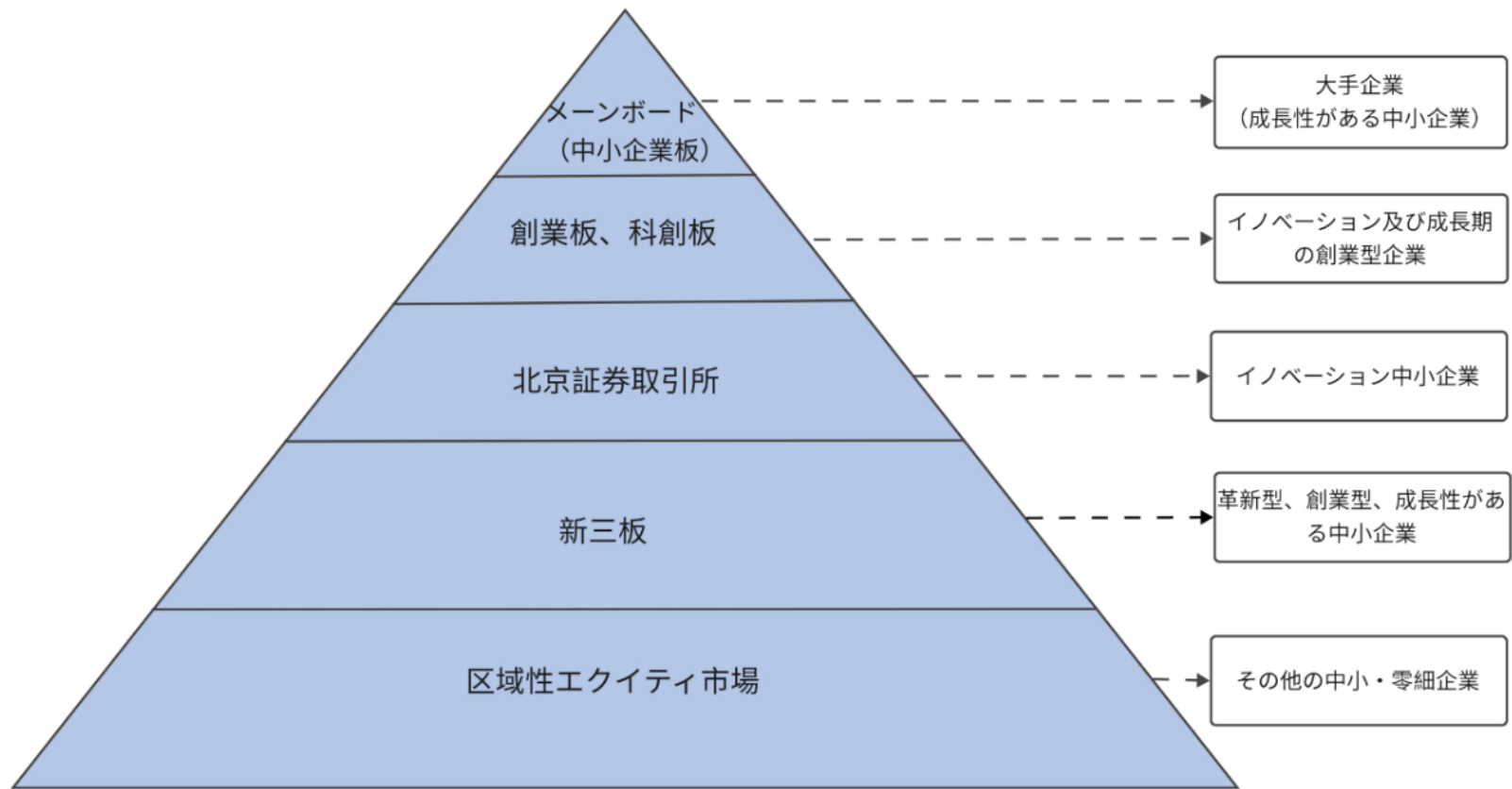


上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

証券取引市場での上場と知的財産権との関係

中国における知財金融と知財価値評価の動向について





中国における知財金融と知財価値評価の動向について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 科創板への上場に当たり注意すべき知財問題

科創板は科学技術イノベーション型企業に特化してサービスを提供し、登録制を試行している。

科創板の上場は知的財産権と密接に関わっており、知的財産権に関する審査・照合要件は、主に下記の側面に表している。

科学技術イノベーションの属性

発行条件

情報開示要件



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

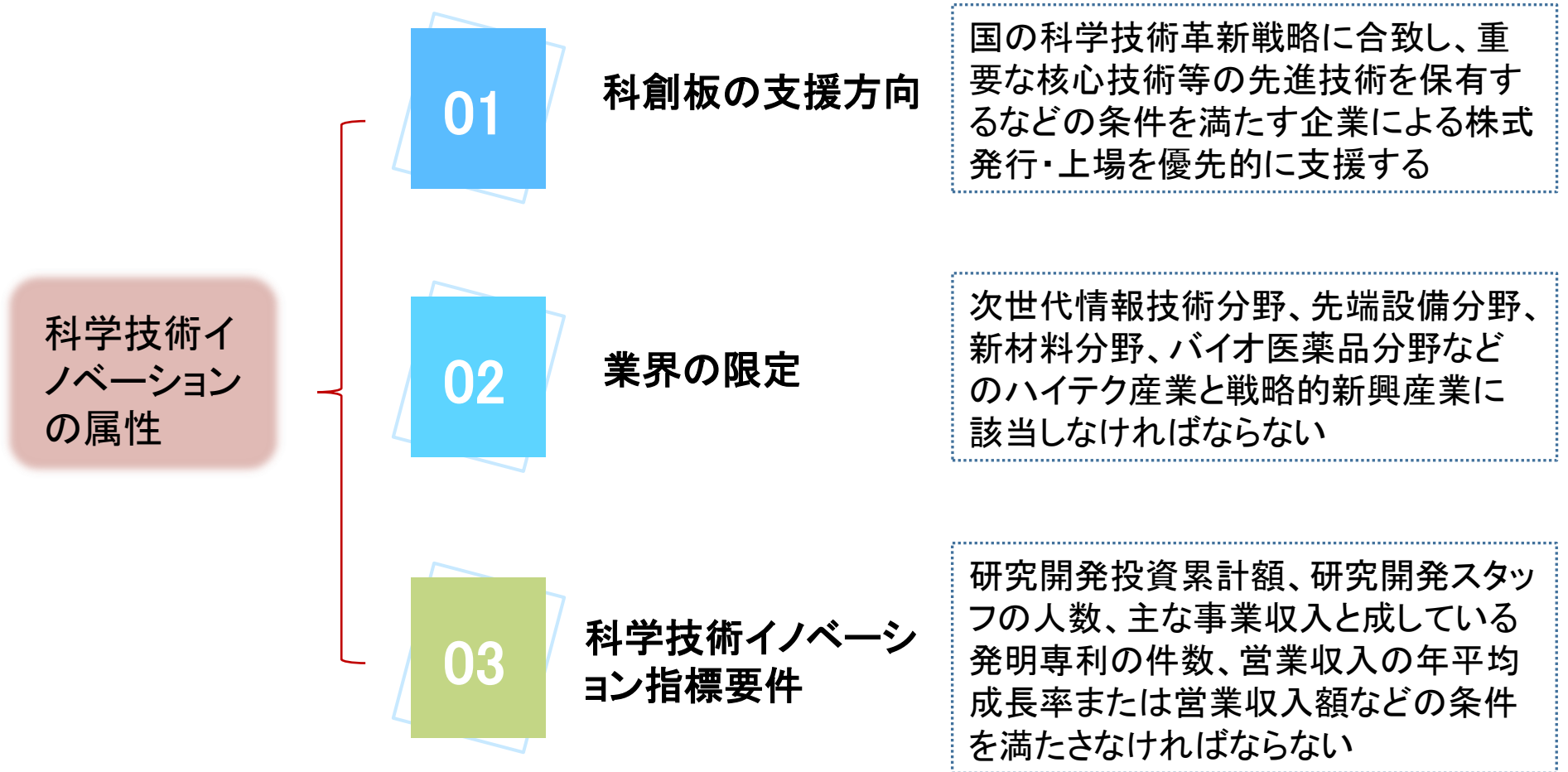
中国における知財金融と知財価値評価の動向について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

科創板への上場に当たり注意すべき知財問題





天達共和律師事務所
East & Concord Partners



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

科創板への上場に当たり注意すべき知財問題

発行条件

01

発行者の業務が完全に整っており、直接市場向けに独立で持続できる経営能力を備える

02

発行者の主な取扱業務、支配権、管理チームと核心技術スタッフが安定しており、過去2年の間において主な取扱業務と会社役員、高級管理職者及び核心技術スタッフはいずれも重大で不利な変化が発生していない

03

発行者には主要資産、核心技術、商標等に関する重大な権利帰属紛争、重大な債務弁済リスク、重大な担保、訴訟、仲裁等の偶発事象、経営環境がすでに変化した、または重大な変化が発生しようとしている等、持続的に経営に重大な悪影響を及ぼす事項が存在しない

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



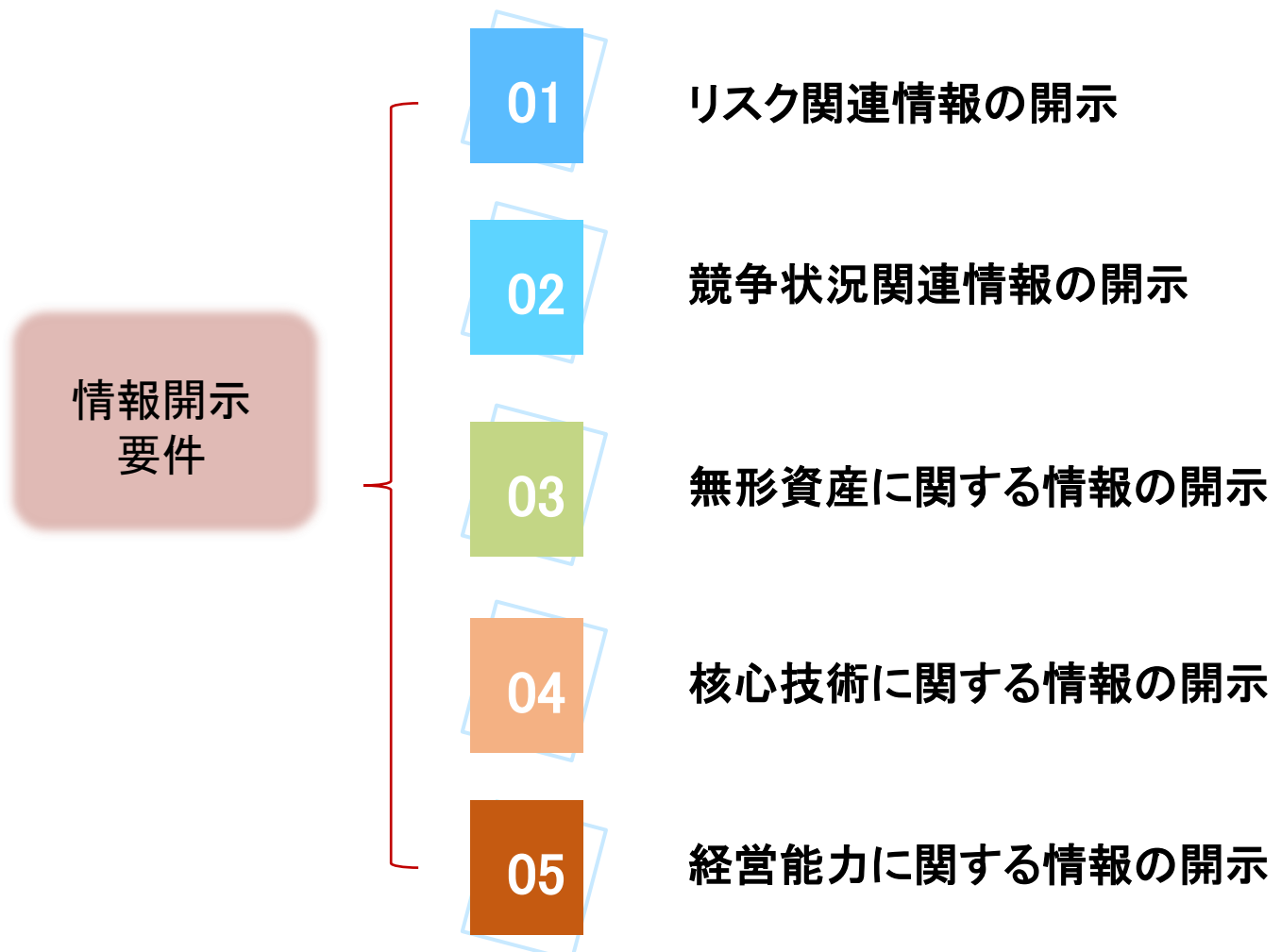
東和合夥
天達共和律師事務所
East & Concord Partners



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

科創板への上場に当たり注意すべき知財問題



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

創業板への上場に当たり注意すべき知財問題

創業板市場の最も大きな特徴は上場のハードルが低いですが、取扱要件は厳しく、潜在力のある中小企業が融資のチャンスを得るには有利である。

創業板上場における知財の審査要件は、主に下記の側面に表している。

属性要件

発行条件

情報開示要件



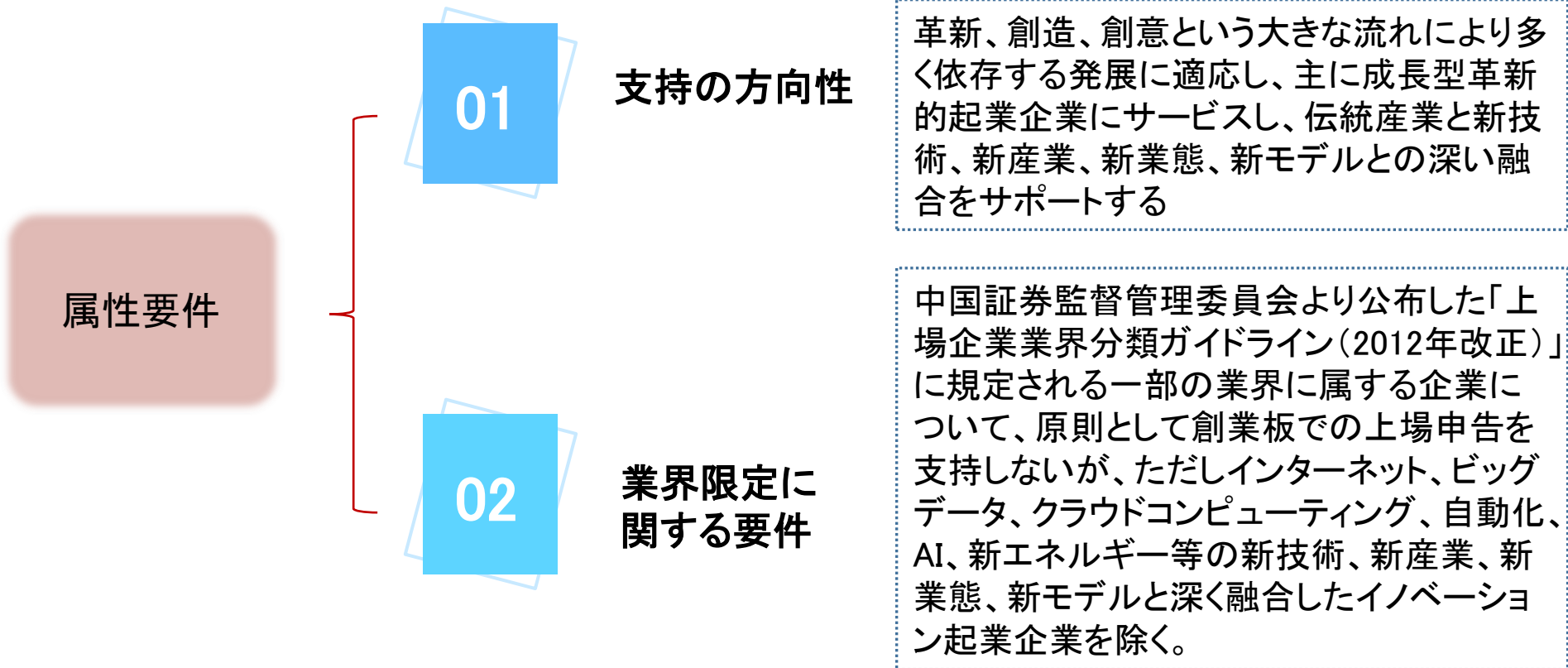
中国における知財金融と知財価値評価の動向について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

創業板への上場に当たり注意すべき知財問題





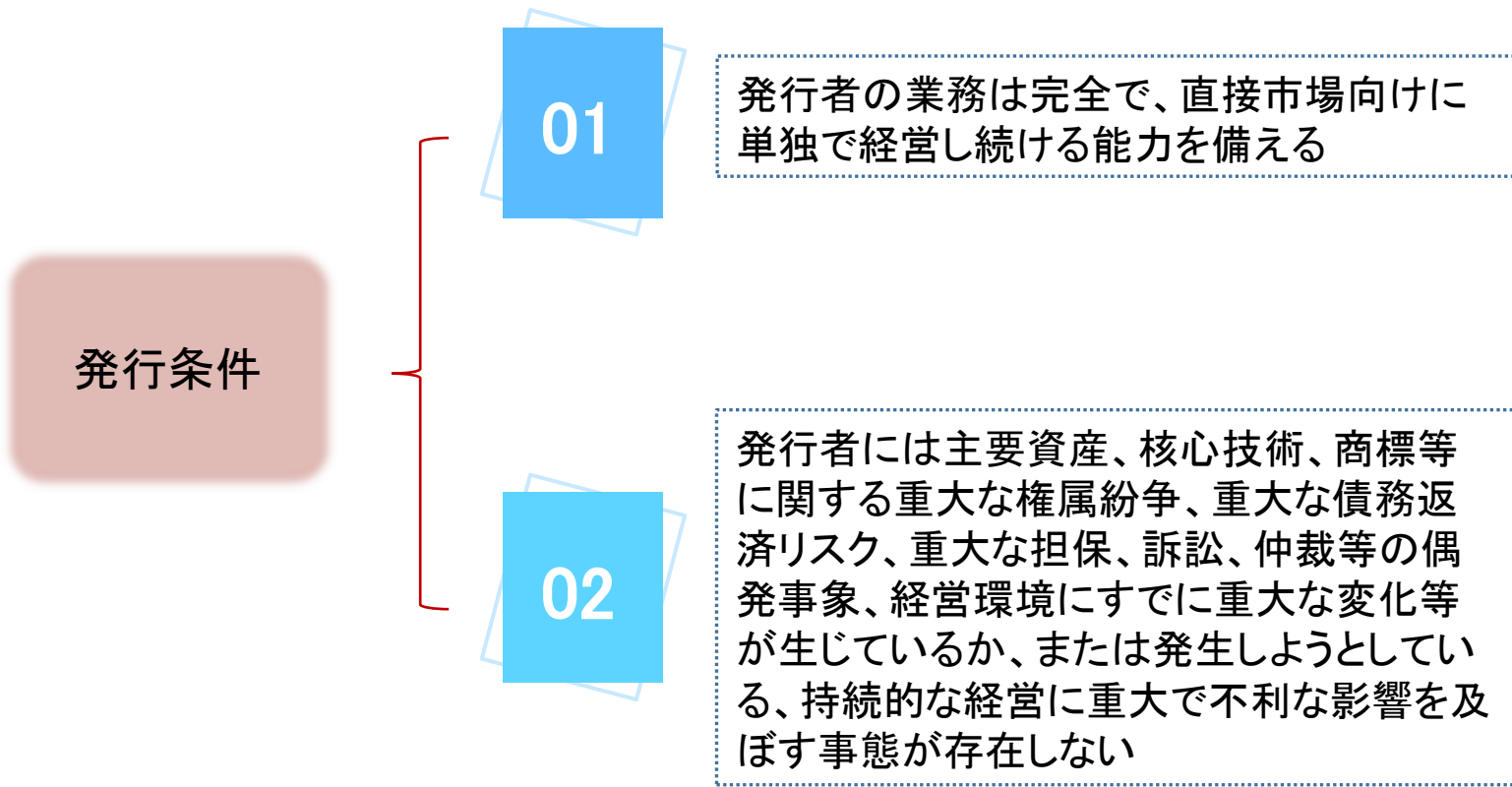
天達共和律師事務所
East & Concord Partners



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

創業板への上場に当たり注意すべき知財問題



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



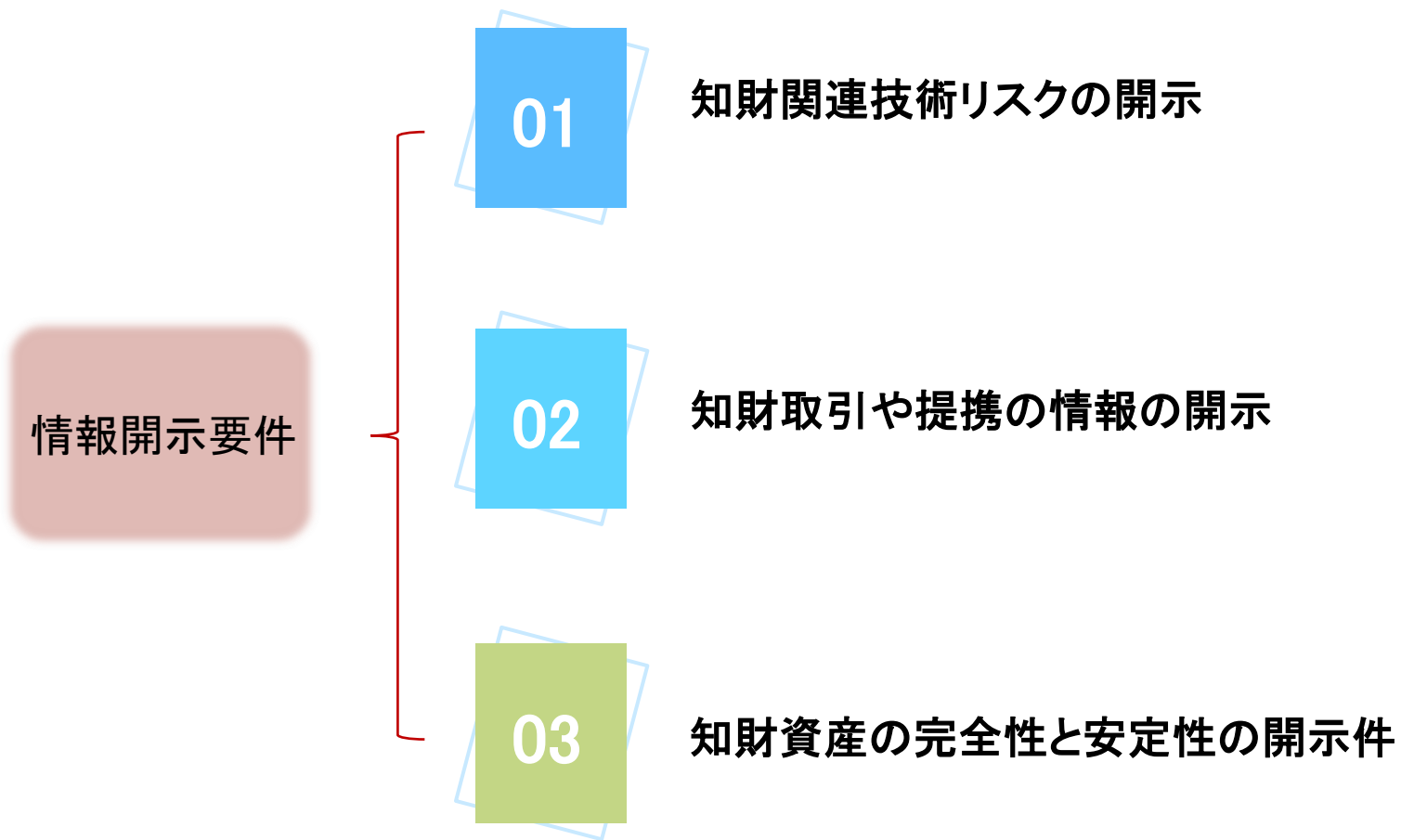
中国
における
知財
金融
と知財
価値
評価の
動向
について



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

創業板への上場に当たり注意すべき知財問題





中国
における
知財
金融
と知
財価
値評
価の
動向
につ
いて



上場と知的財産権との関係

EAST & CONCORD PARTNERS

■ 科創板IPOプロセスにおいてよくある知財に関する質問

科創板への上場審査プロセスにおいて、監督管理機関の審査や質問が終始一貫しており、その出発点はいずれも科創板企業が先進的な核心技术を把握しなければならぬという位置づけを基としている。

核心的知的財産権の権利
帰属が明確であるか否か

核心的知的財産権の権利状
態が安定しているか否か

核心的知的財産権の価値評
価が合理的であるか否か

核心的知的財産権について、
技術スタッフによる影響を及
ぼすか否か



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



関連団体概要

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深圳・武汉・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing · Shanghai · Shenzhen · Wuhan · Hangzhou · Chengdu · Nanjing · Xian · Guangzhou



関連団体概要

EAST & CONCORD PARTNERS

知財金融等の関連団体概要

知財金融等において重要な役割を果たす団体

国家市場監督管理総局

国家発展改革委員会

国家知識産権局

国家財政部

中国人民銀行

中国銀行保險監督管理委員会

中国証券監督管理委員会

中国における知財金融と知財価値評価の動向について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国
における
知財金融
と知財
価値評価
の動向
について



関連団体概要

EAST & CONCORD PARTNERS

各部門、機関と知財金融政策やサービスとの関係

国家レベルでの知財金融政策の構築

知財担保融資

中国銀行保険監督管理委員会は国家知識産権局、国家版權局、国家市場監督管理総局と共に、商業銀行知財質権設定貸付業務に関する指導意見を打ち出し、国家財政部、中国人民銀行のいずれも関連通知及び意見を公布した。

知財保険

国家財政部、中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局、中国人民銀行、国家発展改革委員会、中国証券監督管理委員会等が知財信用担保メカニズムの補完を行い、中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局指導は専利保険メカニズムを構築している。

知財証券化

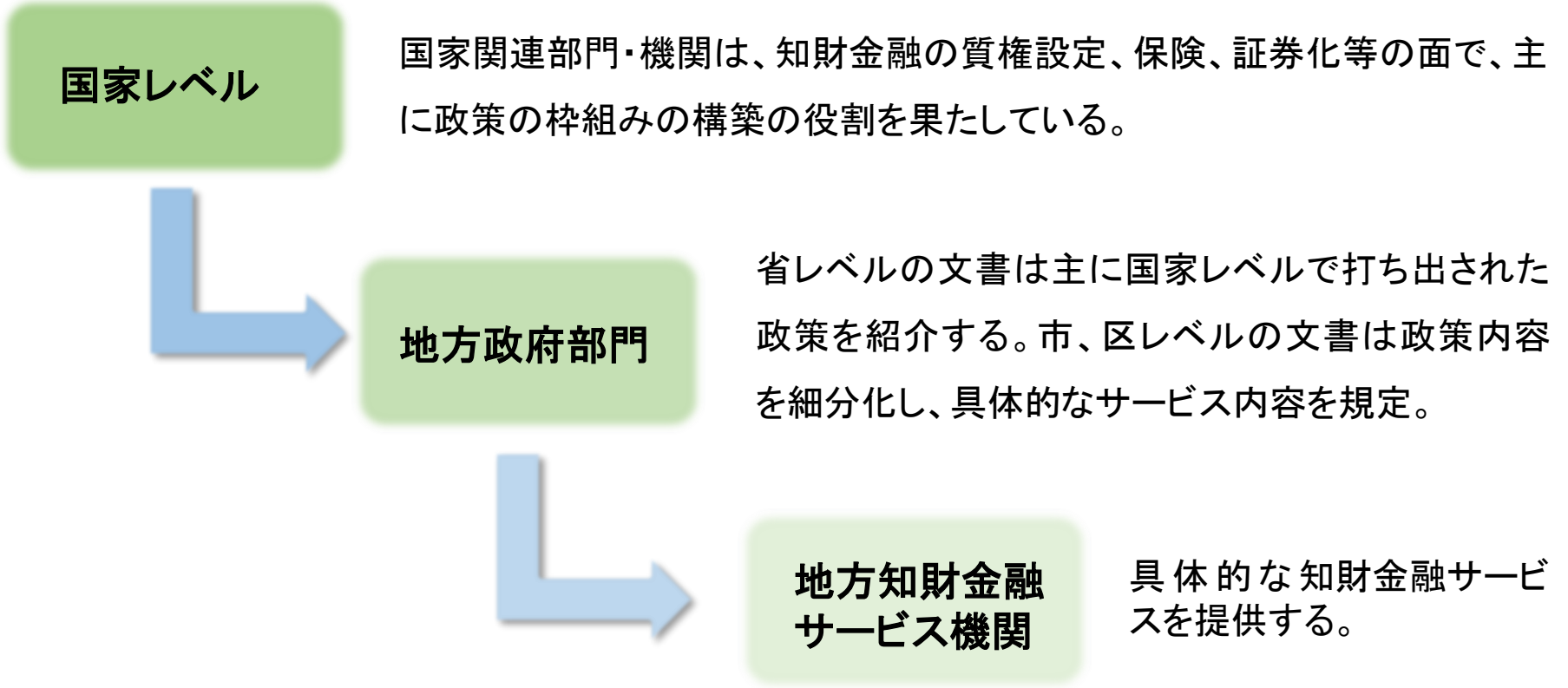
国家知識産権局は金融機関による革新創業者に知財資産証券化の提供を奨励し、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家版權局、国家知識産権局、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会は知財証券化を模索。



関連団体概要

EAST & CONCORD PARTNERS

各部門、機関と知財金融政策やサービスとの関係



中国における知財金融と知財価値評価の動向について



管 冰
パートナー弁護士
北京オフィス管理委員会 委員

学 歴 中国人民大学 経済法 法学修士
中国人民大学 知的財産法 法学学士

得意分野 知的財産権、紛争解決、カルチャー・スポーツ・メディア

管氷弁護士は今まで大量な知財訴訟事件の代理を務め、国内外多くの有名企業、機関の法律顧問を歴任し、知財戦略の策定、制度や定款の起案・制定、知財ライセンス・譲渡と保護等を含め様々なリーガルサービスを提供してきた。これ以外に管氷弁護士は多くの芸能プロダクション企業に対しても芸能契約、著作権ライセンス、映画・ドラマ配給、肖像権に関する権利保護等の関連リーガルサービスを提供してきた。管氷弁護士はクライアントのこれからの発展を考えながら企業に上質で効率の高い法的ソリューションを提供し、利益の最大化を図れるよう企業に協力することに長けているため、幅広くクライアントから厚い信頼と好評が寄せられてきた。2020年、管氷弁護士は北京市弁護士協会涉外弁護士人材データベースにランクインし、同年「亜洲法律誌」Asian Legal Business(ALB)より「中国訴訟弁護士ベスト15」に選ばれた。さらに2022年では、CTAとJPAAと共同で選出する「日中商標交流貢献賞」を受賞し、同年「亜洲法律誌」Asian Legal Business(ALB)の「クライアントチョイス IP多才な専門家TOP15」にも選ばれた。

Tel: +86-10-65107040 guanbing@east-concord.com
www.east-concord.com
22/F Landmark Building Tower1, 8 Dongsanhuan Beilu, Chaoyang
District, Beijing, 100004, P. R. China



END.

ご清聴ありがとうございました



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

